

自転車マナーアップ通信 No.3

発行:宮城地区自転車マナーアップ推進協議会 事務局:宮城総合支所まちづくり推進課 Tel.392-2111 FAX392-9646

愛子地域の皆さんが大活躍！！

今年度も、数多くの『自転車マナーアップ』啓発活動を実施してきました。この活動では、愛子地域内の小学校・中学校・高校をはじめとし、町内会や事業所の皆さんが活躍しています。今回は、その活動の様子をご紹介します！

【4月】セーフティスクールIN錦ヶ丘



今年4月に開校した錦ヶ丘小学校の児童を対象に、自転車安全利用を中心とした「交通安全教室」を開催しました。

低学年・中学年・高学年に分かれ、その年代にあった指導内容で実施しました。

上の写真は、5・6年生を対象に実施した教室の様子です。体育館の中に仮設の道路をつくり、児童の代表が実際に自転車に乗って、正しい走行の仕方を学びました。

【7月】防犯・交通安全街頭キャンペーン



夏休みを前にJR愛子駅前と陸前落合駅前で「防犯・交通安全街頭キャンペーン」を実施しました。「夏休み期間は、安全に楽しく過ごしましょう！」と呼びかけながら啓発グッズを配布。また、駅前に設置の非常警報装置の作動テストも実施。たくさんの方々に参加いただきました。



【協力団体】宮城地区交通安全協会連合会、宮城地区防犯協会連合会、宮城地区交通指導隊、広瀬中学校、宮城広瀬高校、仙台高等専門学校、愛子小学校、錦ヶ丘小学校、愛子幼稚園、町内会、愛子駅、愛輪社、愛子交番、仙台北警察署、宮城総合支所

【9月】

9月21日から30日の10日間にわたり、「秋の交通安全市民総ぐるみ運動」が実施されました。この期間「交通安全運動出動式」や「自転車マナーアップキャンペーン」を開催。今年も、広瀬中学校の生徒さんをはじめ、多くの方々にご参加いただきました。

【9月21日 交通安全運動出動式】



ヨークベニマル仙台愛子店さんのご協力で駐車場をお借りして開催しました。

昨年に引き続き、一日警察署長として広瀬中学校生徒会の2人が活躍しました！

【9月24日 自転車マナーアップキャンペーン】



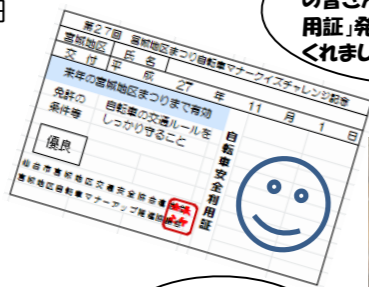
JR愛子駅前と陸前落合駅前で自転車マナーアップを呼びかける啓発活動を行いました。

【協力団体】宮城地区交通安全協会連合会、宮城地区防犯協会連合会、宮城地区交通指導隊、広瀬中学校、宮城広瀬高校、仙台高等専門学校、愛子小学校、錦ヶ丘小学校、愛子駅、愛輪社、愛子交番、仙台北警察署、宮城総合支所

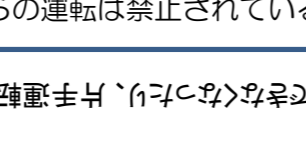
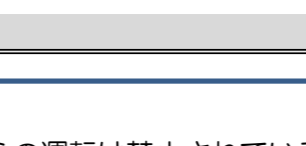
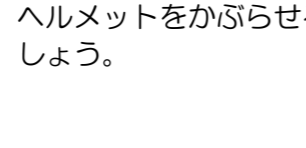
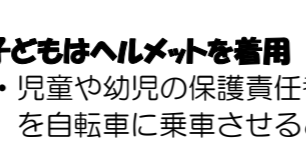
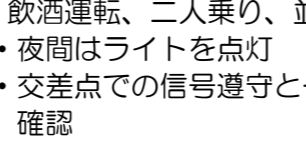
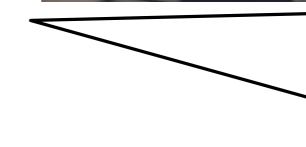
【11月】宮城地区まつり「安全・安心コーナー」

恒例の宮城地区まつりが11月1日（日）に宮城総合支所駐車場を会場に、盛大に開催されました。「安全安心コーナー」では、今年も自転車マナークイズを実施。チャレンジしてくれた方々に、自転車安全利用証を発行しました。

また、セーフティホーンに搭載された自転車シミュレーターを使って警察官の方から自転車の正しい走行の仕方を学べるコーナーも大好評でした。



自転車で正しく走れるかな？



広瀬中学校のボランティアの皆さんが「自転車安全利用証」発行のお手伝いをしてくださいました！

自転車マナークイズにチャレンジ！



【毎月】自転車走行街頭指導

今年度も毎月15日（土日祝日の場合は変更）に広瀬中学校の自転車通学者を中心に仙台北警察署交通課の警察官による自転車走行街頭指導を実施。

今年は、錦ヶ丘団地から中学校方面へ坂道を降りてくる方々への指導も始めました。広瀬中学校の先生方や交通安全協会の方々、交通指導隊の方々など、地域の方々が一体となり、自転車走行街頭指導を実施しています。



どんな街頭指導をしているの？

- ・右側通行の禁止
- ・並進の禁止
- ・イヤホンで大音量の音楽等を聴きながらの走行の禁止
- ・スマホや携帯電話を使用しながらの走行の禁止
- ・ブレーキの不備 など

スクエアード・ストレイト自転車安全利用教室を実施

スタントマンが事故再現をする自転車安全利用教室を今年も開催。4月には宮城広瀬高等学校、10月には仙台高等専門学校を会場に生徒の皆さんと地域の方々を対象に行いました。リアルな事故再現に「カー」という声も…

参加者アンケートを通して「自転車を運転するときは、今まで以上に注意して安全運転を心がけたい」という感想を多数いただきました。



みんなで守ろう！自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

- ・自転車は道路交通法上の車両で、道路を通行する場合、車道通行が原則です。

2 車道は左側を通行

- ・自転車は車道の左端に寄って通行しなければなりません。右側通行は禁止です。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを行

- ・歩道では、すぐに停止できる速度で走り、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

4 安全ルールを守る

- ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
- ・夜間はライトを点灯
- ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5 子どもはヘルメットを着用

- ・児童や幼児の保護責任者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときには、乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

★自転車O×クイズ★

傘さし運転や携帯電話を使用しながらの運転は禁止されている。